

第三管区海上保安本部公示第62号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年12月5日

第三管区海上保安本部長

赤松 宏樹（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 川崎市
(2) 住 所 神奈川県川崎市川崎区宮元町1番地

2 水路測量を実施する区域及び期間

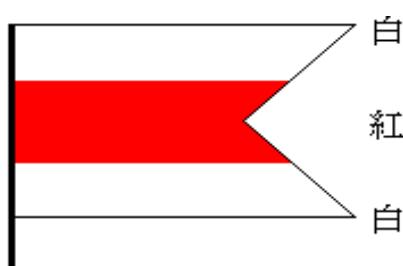
- (1) 区 域 川崎港大師運河（測量範囲図のとおり）
(2) 期 間 令和8年1月6日から令和8年2月5日

3 水路測量の実施方法

GPSによる測位、多素子音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- (2) 三管区水路通報に掲載する。

来年1月より紙による公示は行わない。今後は下記URLよりご確認ください。
<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN3/kanri/surveykouji.htm>

別紙

測量範囲図



セントラルタンクターミナル(株) (-11.4m)

ENEOS (株) (-12m)

東京油槽(株) (-12m)

測量船：ひばり（川崎市港湾局所有）